

議案第 38 号

幸手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

幸手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件である修了すべき研修に中核市の長が行う研修を追加したいので、この案を提出するものである。